

【都市計画税の使途】

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税です。

一般会計当初予算(案)における都市計画税の充当状況は、以下のとおりです。決算において生じた余剰金は国立市都市計画事業基金に積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。

【歳入】

都市計画税 1,310,252 千円

【歳出】

都市計画事業に要する経費 2,097,674 千円

(単位：千円)

事業区分		令和6年度 (2024年度) 予算額	財源内訳						
			特定財源				一般財源等		
			国庫支出金	都支出金	地方債	その他		うち都市計画税 ・都市計画事業基金 繰入金充当分	
都市計画事業	街路事業	67,000	0	0	0	0	67,000	67,000	
	公園事業	3,500	0	0	0	0	3,500	3,500	
	下水道事業	1,114,811	155,597	122,030	696,198	86,000	54,986	39,629	
	小計	1,185,311	155,597	122,030	696,198	86,000	125,486	110,129	
地方債償還額	一般会計	198,987	0	0	0	0	198,987	198,987	
	下水道事業会計	713,376	0	0	0	0	713,376	417,475	
	小計	912,363	0	0	0	0	912,363	616,462	
合計		2,097,674	155,597	122,030	696,198	86,000	1,037,849	726,591	

※一般財源等には、都市計画事業基金繰入金を含みます。

都市計画税収入	1,310,252
過充当額	583,661